

報告第 1 号

中間市地域公共交通会議事務局要領の制定について

中間市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、中間市地域公共交通会議事務局要領を別紙のとおり定めたので報告する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

中間市地域公共交通会議
会長 村上 智裕

新規制定

中間市地域公共交通会議事務局要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号）第7条第2項の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、都市計画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中間市文書管理規則（平成26年中間市規則第14号）の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の種類、印影、形状、寸法、書体、数量及び保管責任者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、中間市公印規程（昭和42年中間市訓令第1号）の例による。


(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種類	印影	形状	寸法	書体	数量	保管責任者
地域公共交通会議 会長印		正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1	事務局

廃止

中間市地域公共交通会議事務局要領

平成26年12月24日告示第169号

改正

平成30年3月31日告示第53号

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号）第7条第1項の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、都市計画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中間市文書管理規則（平成26年中間市規則第14号）の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の種類、印影、形状、寸法、書体、数量及び保管責任者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、中間市公印規程（昭和42年中間市訓令第1号）の例による。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。


附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成30年3月31日告示第53号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種類	印影	形状	寸法	書体	数量	保管責任者
地域公共交通会議 会長印		正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1	都市計画課

報告第 2 号

中間市地域公共交通会議財務要領の制定について

中間市地域公共交通会議設置要綱第 9 条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議財務要領を別紙のとおり定めたので報告する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

中間市地域公共交通会議
会長 村上 智裕

新規制定

中間市地域公共交通会議財務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号。第9条第2項において「要綱」という。）第9条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、中間市（以下「市」という。）からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。
- 4 前項ただし書の規定により予算を専決した場合は、会長は、当該予算について直近の交通会議に報告し、承認を得なければならない。
- 5 会長は、前2項の規定により、予算について交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに中間市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

- 2 前項の規定により調製した補正予算については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、中間市予算事務規則（令和3年中間市規則第17号）の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が命じる。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中間市財務規則（平成13年中間市規則第20号）の例によるものとする。

2 交通会議出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第8条第2項の出納監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに中間市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

廃止

中間市地域公共交通会議財務要領

平成26年12月24日告示第170号

改正

令和3年4月1日告示第75号

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号。第9条第2項において「要綱」という。）第9条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、中間市（以下「市」という。）からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

4 前項ただし書の規定により予算を専決した場合は、会長は、当該予算について直近の交通会議に報告し、承認を得なければならない。

5 会長は、前2項の規定により、予算について交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

2 前項の規定により調製した補正予算については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、中間市予算事務規則（令和3年中間市規則第17号）の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が命じる。

2 交通会議に属する現金等は、市の指定金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中間市財務規則（平成13年中間市規則第20号）の例によるものとする。

2 交通会議出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第8条第2項の出納監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第75号）

この要領は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第 3 号

中間市地域公共交通会議委員に対する旅費及び報償費支給要領の制定について

中間市地域公共交通会議設置要綱第 9 条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議委員に対する旅費及び報償費支給要領を別紙のとおり定めたので報告する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

中間市地域公共交通会議
会長 村上 智裕

新規制定

中間市地域公共交通会議委員に対する旅費及び報償費支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号）第9条の規定に基づき、同要綱第3条の規定により組織された中間市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の委員（以下「委員」という。）に対し、会議への出席に伴う費用弁償としての旅費又は報償費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、国、県及び市の職員並びに警察署員を除く委員とする。

(旅費及び報償費の額)

第3条 会長は、会議に出席した委員に対し、旅費として2,000円を支給するものとする。

2 会長は、前項の委員のうち学識経験者その他会長が必要と認めるものに対し、前項の旅費に加え、報償費として8,000円を支給するものとする。

(支給日)

第4条 旅費及び報償費の支払日は、会議開催日以降の日とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

廃止

中間市地域公共交通会議委員に対する旅費及び報償費支給要領

平成27年2月2日要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号）第3条に基づき組織された中間市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の委員（以下「委員」という。）に対し、会議への出席に伴う費用弁償としての旅費又は報償費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、国、県及び市の職員並びに警察署員を除く委員とする。

(旅費及び報償費の額)

第3条 市長は、会議に出席した委員に対し、旅費として2,000円を支給するものとする。

2 市長は、前項の委員のうち学識経験者その他市長が必要と認めるものに対し、前項の旅費に加え、報償費として8,000円を支給するものとする。

(支給日)

第4条 旅費及び報償費の支払日は、会議開催日以降の日とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。